

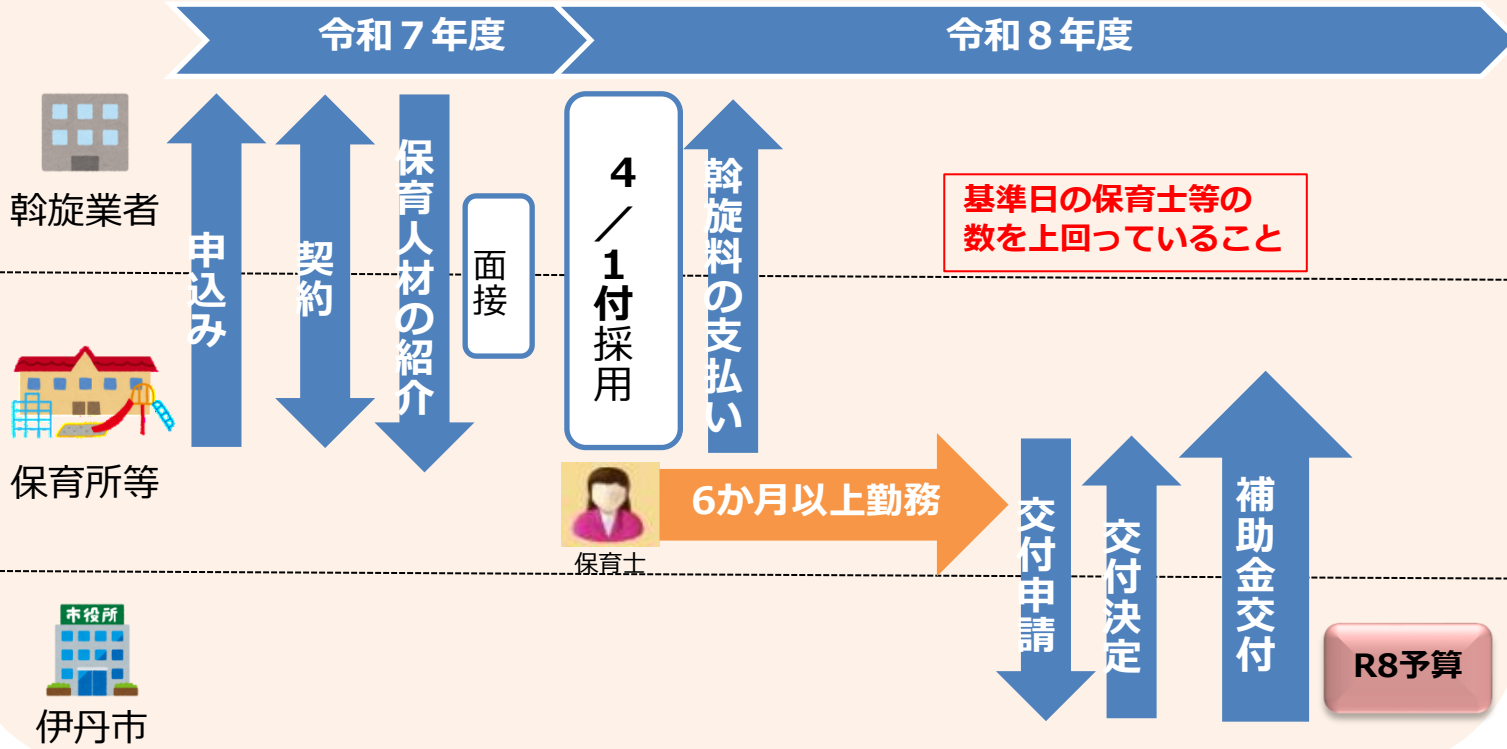
保育人材あっせん手数料補助事業

保育事業者が常勤保育士等の採用にあたって人材紹介会社を利用する場合に、990千円を上限として支払ったあっせん手数料の1/3を補助。**ただし、待機児童の緊急対策として4月1日付で採用する場合に限り、補助率1/3→2/3に高上げ（特別枠）。**

① 特別枠

- 市内の私立保育所等において採用した保育士等で、6か月以上の雇用及び勤務実績があること。
- 令和8年4月1日付で採用**し、条件を満たす場合には令和8年度内に補助金を交付する。

(イメージ図)



② 通常枠

- 市内の私立保育所等において採用した保育士等で、6か月以上の雇用及び勤務実績があること。
- 令和7年10月2日～令和8年3月31日及び令和8年4月2日～10月1日の間に採用**し、条件を満たす場合には令和8年度に補助金を交付する。
- 令和8年10月2日～令和9年3月31日の間に採用し、条件を満たす場合には令和9年度に補助金を交付する予定（予算確保の状況による）。

